

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 1 2 年度末 現在審理継続中 のもの	平成 1 3 年度中 の申立て	決 定				取下げ	平成 1 3 年度末 現在審理継続中 のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
3 6	4	0	2 1	7	3	0	9

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	2, 8 1 7
	枚 数	6 4, 1 0 0
行政資料の有償頒布の状況	件 数	1, 6 4 8
	冊 数	2, 9 7 7

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況				公 開 率
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定	
1 7 2 (1 7 3)	8 1 (7 6)	2 3 (2 5)	4 7 (4 7)	2 1 (2 5)	6 9 % (6 8 %)

(2) 会議の公開の状況

平成 1 3 年度に会議を開いた審議会等の数	1 2 6 (1 2 9)	
延べ開催回数及びその公開の状況	5 3 0 回 (5 4 3 回)	
	公開	1 7 1 回
	一部公開	1 1 回
	非公開	3 4 8 回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	8 2 人 (1 0 7 人)	

* () 内の数字は、平成 1 2 年度の状況。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

* 指針の対象となる審議会等の総数については、平成 1 3 年度中に廃止された 1 7 の審議会等を含む。

* 公開率 =
$$\frac{\text{公開} + \text{一部公開}}{\text{公開} + \text{一部公開} + \text{非公開}}$$

熊本県公告第 449 号

熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 41 条の規定に基づき、平成 13 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 14 年 5 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		区 分	件 数
知 事	総務部		93
	企画開発部		29
	健康福祉部		273
	環境生活部		70
	商工観光労働部		65
	農政部		82
	林務水産部		61
	土木部		83
	出納局		2
	地域振興局		9
	小 計		767
教育委員会			95
選挙管理委員会			5
人事委員会			9
監査委員			3
地方労働委員会			4
収用委員会			1
海区漁業調整委員会			1
内水面漁場管理委員会			1
公営企業管理者			7
合 計			893

（注）登録対象事務とは、条例第 6 条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの。」をいう。